

調整方針(案)一覧 (特別職職員の身分の取扱い)

5. その他の非常勤特別職

(1)小田原市の事務処理方式を適用するもの

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
広報委員等	253名	・広報委員長報酬:月額@15,250×12月+世帯割額 ・広報委員報酬:月額@5,250×12月+世帯割額  ※世帯割額 (0~199世帯)@20,000 (200から399世帯)@30,000 (400から599世帯)@40,000 (600から799世帯)@50,000 (800世帯~)@60,000			小田原市の広報委員制度は、当面の間継続する。		
庁内保安指導員(その他の非常勤特別職)	2名	月額200,000円以内			小田原市の事務処理方式を適用する。	2名	月額200,000円以内
固定資産評価員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は1名)	10,800円(日額) ※現状は市職員が兼ねているため、報酬は発生していない。	規定はない(現員数は1名)	なし	小田原市の事務処理方式を適用する。	規定はしない	なし
徴収指導員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は2名)	月額300,000円を超えない範囲内			小田原市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	月額300,000円を超えない範囲内
消費生活相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は5名)	10,000円(日額)	規定はない(現員数は4名)	10,000円(日額)	小田原市の現行を維持する。	規定はしない	10,000円(日額)
市民相談一般相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は2名)	月額266,900円(週4日勤務) 月額195,600円(週3日勤務)	規定はない(現員数は1名)	9,000円(日額)	小田原市の現行を維持する。	規定はしない	月額266,900円(週4日勤務) 月額195,600円(週3日勤務)
史跡管理嘱託員	規定はない(現員数は2名)	月額201,800円			現行のまま存続。	規定はしない	月額201,800円
社会教育指導員(その他の非常勤特別職)	2名	月額155,200円			小田原市の事業を継続して実施する。	2名	月額155,200円

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
社会教育嘱託員(その他の非常勤特別職)	1名	月額229,300円			小田原市の事務処理方法を適用する。ただし、勤務日数等を見直し報酬額を改めることとする。	1名	月額172,000円
民生(総務)嘱託員、民生委員児童委員(その他の非常勤特別職)	民生嘱託員:306名 民生総務嘱託員:26名	民生嘱託員:年額90,000円 民生総務嘱託員:年額111,100円			小田原市の事務処理方法(民生(総務)嘱託員)を適用する。	民生嘱託員:365名 民生総務嘱託員:28名	民生嘱託員:年額90,000円 民生総務嘱託員:年額111,100円
生活保護嘱託医等(その他の非常勤特別職)	生活保護嘱託医:規定はない(現員数は1名) 生活保護歯科医:規定はない(現員数は1名) 生活保護精神科相談医:規定はない(現員数は1名)	生活保護嘱託医 月額77,200円 生活保護歯科医 月額39,300円 生活保護精神科相談医 月額39,300円	生活保護嘱託医:規定はない(現員数は1名) 生活保護精神科相談医:規定はない(現員数は1名)	生活保護嘱託医 月額8,000円 生活保護精神科相談医 月額7,000円	基本、小田原市の現況を基準に調整する。現行の小田原市分の職員数を配置。報酬は小田原市に統一。	生活保護嘱託医:規定はしない 生活保護歯科医:規定はしない 生活保護精神科相談医:規定はしない	生活保護嘱託医 月額77,200円 生活保護歯科医 月額39,300円 生活保護精神科相談医 月額39,300円
生活保護就労支援員(その他の非常勤特別職)	生活保護就労支援員:1名以上 生活保護面接相談員:1名以上 生活保護自立支援員:1名以上 生活保護退院促進員:1名以上 生活保護介護事務支援員:1名以上	生活保護就労支援員 月額83,300円 生活保護面接相談員 月額83,300円 生活保護自立支援員 月額83,300円 生活保護退院促進員 月額83,300円 生活保護介護事務支援員 月額83,300円	生活保護就労支援員:1名以上 生活保護面接相談員:1名以上	生活保護就労支援員 月額100,100円 生活保護面接相談員 月額96,200円	基本、小田原市の現況を基準に調整する。現行の小田原市・南足柄市分の職員数を配置。報酬は小田原市に統一。	生活保護就労支援員:1名以上 生活保護面接相談員:1名以上 生活保護自立支援員:1名以上 生活保護退院促進員:1名以上 生活保護介護事務支援員:1名以上	生活保護就労支援員 月額83,300円 生活保護面接相談員 月額83,300円 生活保護自立支援員 月額83,300円 生活保護退院促進員 月額83,300円 生活保護介護事務支援員 月額83,300円
生活困窮者相談支援員等(その他の非常勤特別職)	生活困窮者相談支援員:1名以上 生活困窮者就労支援員:1名以上	生活困窮者相談支援員 月額83,300円(月8日勤務) 月額124,950円(月12日勤務) 生活困窮者就労支援員 月額83,300円(月8日勤務) 月額124,950円(月12日勤務)	生活困窮者相談支援員:1名以上 生活困窮者就労支援員:1名以上	生活困窮者相談支援員 月額74,000円(月10日勤務) 生活困窮者就労支援員 月額72,800円(月8日勤務)	基本、小田原市の現況を基準に調整する。現行の小田原市・南足柄市分の職員数を配置。報酬は小田原市に統一。	生活困窮者相談支援員:1名以上 生活困窮者就労支援員:1名以上	生活困窮者相談支援員 月額83,300円(月8日勤務) 月額124,950円(月12日勤務) 生活困窮者就労支援員 月額83,300円(月8日勤務) 月額124,950円(月12日勤務)
小田原市要介護認定等訪問調査嘱託員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は16名)	日額 10,000円	規定はない(現員数は6名)	日額 9,500円	小田原市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	日額 10,000円
障害支援区分認定調査嘱託員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は4名)	日額10,000円	1名	日額9,500円	現員数は両市の合計を上限とし、報酬等については小田原市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	日額10,000円

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
手話通訳者(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は8名)	3時間まで3,000円に市内500円、市外1,000円加算 3時間以上は3,000円加算			小田原市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	3時間まで3,000円に市内500円、市外1,000円加算 3時間以上は3,000円加算
障害福祉事務嘱託員(その他の非常勤特別職)	1名	月額120,000円			現行のまま継続。	1名	月額120,000円
片浦診療所嘱託医(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は1名)	日額73,000円以内			現行どおり	規定はしない	日額73,000円以内
片浦診療所嘱託看護師(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は1名)	日額15,000円以内			現行どおり	規定はしない	日額15,000円以内
国民健康保険徴収係(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は5名)	・第10条1号該当者:基本額9万円及び能力給(徴収額に応じて100分の4から9を乗じた額) ・第10条第2号該当者:基本給20万円 ・口座振替受理 1,000円/1件 ・不在調査 500円/1件			小田原市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	・第10条1号該当者:基本額9万円及び能力給(徴収額に応じて100分の4から9を乗じた額) ・第10条第2号該当者:基本給20万円 ・口座振替受理 1,000円/1件 ・不在調査 500円/1件
児童相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は1名)	①:小田原市の児童相談員として通算1年以上の経験を有する者 月額206,000円 ②:他自治体の児童相談員としての経験又は同等の実績を通算して2年以上有する者 月額206,000円 ③:①、②以外の者 月額185,000円	規定はない(現員数は1名)	日額10,000円	児童相談員を2名配置する。報酬額や勤務条件等は小田原市の例による。	規定はしない	①:小田原市の児童相談員として通算1年以上の経験を有する者 月額206,000円 ②:他自治体の児童相談員としての経験又は同等の実績を通算して2年以上有する者 月額206,000円 ③:①、②以外の者 月額185,000円
母子・父子自立支援員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は1名)	①:小田原市の母子・父子自立支援員として通算1年以上の経験を有する者 月額206,000円 ②:他自治体の母子・父子自立支援員としての経験又は同等の実績を通算して2年以上有する者 月額206,000円 ③:①、②以外の者 月額185,000円	規定はない(現員数は1名)	日額6,775円	母子・父子自立支援員を1名配置する。報酬額や勤務条件等は小田原市の例による。	規定はしない	①:小田原市の母子・父子自立支援員として通算1年以上の経験を有する者 月額206,000円 ②:他自治体の母子・父子自立支援員としての経験又は同等の実績を通算して2年以上有する者 月額206,000円 ③:①、②以外の者 月額185,000円
青少年育成推進員(その他の非常勤特別職)	128名以内	年額48,000円	45名	年額26,200円	①定数については、小田原市の平成28年度現員数とする。 ②報酬については、小田原市の額を適用する。	115名以内	年額48,000円
青少年専任補導員(その他の非常勤特別職)	3名	月額162,400円	規定はない(現員数は1名)	専任補導員 日額7,500円 相談員・補導員兼務 日額9,000円	①定数については、3人とする。 ②職務については、小田原市の方式を準用する。 ③選任方法については、小田原市の方式を適用する。 ④勤務条件については、小田原市の方式を適用する。	3名	月額162,400円

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
小田原市建築等紛争相談員 (その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は4名)	日額20,000円			小田原市の事務処理方法を適用する。	規定はない	日額20,000円
景観評価員 (その他の非常勤特別職)	5名以内	日額10,800円			小田原市の水準を適用する。	5名以内	日額10,800円
土地区画整理審議会委員選挙立会人 (その他の非常勤特別職)	10名から50名の範囲内	10,000円/回	10名から50名の範囲内	9,800円/回	両市の事務処理方法を適用する(細部については小田原市の事務処理方法を参考にする)。	10名から50名の範囲内	10,000円/回
土地区画整理評価員 (その他の非常勤特別職)	3名以上	日額10,800円	3名以上	日額7,500円	両市の事務処理方法を適用する(細部については小田原市の事務処理方法を参考にする)。	3名以上	日額10,800円
小田原市下水道コミュニティホールかまがも管理嘱託員	1名	月額266,900円を超えない範囲内			小田原市の事務処理方法を適用する。	1名	月額266,900円を超えない範囲内
多古しらさぎ会館管理嘱託員	3名	月額266,900円を超えない範囲内			小田原市の事務処理方法を適用する。	3名	月額266,900円を超えない範囲内
特別支援教育相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は3名)	月額218,800円			小田原市の事務処理方法を適用する。	2名	月額218,800円
教育相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は5名)	月額229,300円			小田原市の事務処理方法を適用する。相談指導学級を担当する教育相談員を2名から3名に増員する。	規定はない	月額200,000円
心理相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は3名)	月額218,800円			小田原市の事務処理方法を適用する。	規定はない	月額218,800円
研修相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は2名)	月額229,300円	規定はない(現員数は 名)	日額8,000円	小田原市の例により実施する。研修相談員2名を配置する。	規定はない	月額229,300円

## (2)新たな事務処理方式等を適用するもの

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
選挙長等(その他の非常勤特別職)	選挙長及び開票管理者 1名 投票管理者 各投票所1名 選挙立会人及び開票立会人 3名以上10名以下 投票立会人 各投票所2名以上5名以下	選挙長21,500円以内(回) 投票管理者(当日)18,800円以内(日額) 投票管理者(期日前)16,600円以内(日額) 開票管理者16,600円以内(回) 選挙立会人12,200円以内(回) 投票立会人(当日)14,800円以内(日額) 投票立会人(期日前)13,100円以内(日額) 開票立会人12,200円以内(回)	選挙長及び開票管理者 1名 投票管理者 各投票所1名 選挙立会人及び開票立会人 3名以上10名以下 投票立会人 各投票所2名以上5名以下	選挙長13,800円以内(回) 投票管理者(当日)11,500円以内(日額) 投票管理者(期日前)10,200円以内(日額) 開票管理者11,500円以内(回) 選挙立会人9,800円以内(回) 投票立会人(当日)9,800円以内(日額) 投票立会人(期日前)8,700円以内(日額) 開票立会人9,800円以内(回)	小田原市の事務処理方式を適用し、選挙区を1箇所、開票区を1箇所とし、当日投票所の立会人を各投票所2人とする。 報酬額については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で規定されている額以内とする。	選挙長及び開票管理者 1名 投票管理者 各投票所1名 選挙立会人及び開票立会人 3名以上10名以下 投票立会人 各投票所2名以上5名以下	選挙長10,600円以内(日額) 投票管理者(当日)12,600円以内(日額) 投票管理者(期日前)11,000円以内(日額) 開票管理者10,600円以内(日額) 選挙立会人8,800円以内(日額) 投票立会人(当日)10,700円以内(日額) 投票立会人(期日前)9,500円以内(日額) 開票立会人8,800円以内(日額)
交通指導員、交通安全教育指導員、交通指導隊員、交通整理員(その他の非常勤特別職)	交通指導員 60名 交通安全教育指導員、規定はない(現員数は4名)	交通指導員62,300円(年額) 交通安全教育指導員164,800円(月額)	交通指導隊員 30名 交通整理員 20名	交通指導隊員 ・隊長102,500円(年額) ・副隊長86,400円(年額) ・分隊長74,800円(年額) ・隊長71,800円(年額) 交通整理員 930円(時給)	小田原市の交通指導員、交通安全教育指導員を現状どおりとし、南足柄市の交通指導隊員、交通整理員を廃止とする。	交通指導員 75名 交通安全教育指導員、規定しない	交通指導員62,300円(年額) 交通安全教育指導員164,800円(月額)
婦人相談員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は1名)	月額206,000円を超えない範囲内	規定はない(現員数は2名)	日額11,400円	近隣他市に合わせて、1日あたりの配置を2人程度にするため、人員を2人とする。勤務及び報酬は小田原市の事務処理方式を適用する。週4日、9:00~17:15(7時間15分)勤務。	規定はしない	月額206,000円を超えない範囲内
図書館嘱託員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は3名)	図書館業務担当(週4日勤務) 月額229,300円 地域資料担当(週4日勤務) 月額229,000円 地域資料担当(週3日勤務) 月額163,600円	規定はない(現員数は7名)	図書館業務担当(月20日勤務) 日額8,000円 図書館業務担当(月11日勤務) 日額7,500円	図書館業務に従事する嘱託員を継続雇用する。	規定はしない	図書館業務担当(月20日勤務) 月額160,000円 図書館業務担当(月11日勤務) 月額82,500円 図書館マネジメント担当(週4日勤務) 月額229,300円 地域資料担当(週4日勤務) 月額229,000円 地域資料担当(週3日勤務) 月額163,600円
スポーツ推進委員(その他の非常勤特別職)	90名以内	年額36,600円	20名以内	年額38,300円	定員については小田原市と南足柄市を合算する。報酬については小田原市の水準に統一。	110名以内	年額36,600円
郷土資料館学芸員(その他の非常勤特別職)			1名	日額11,000円	南足柄市の事務処理方式を適用する	1名	日額11,000円
郷土資料館学芸員補助員(その他の非常勤特別職)			2名	日額9,000円 日額7,500円	南足柄市の事務処理方式を適用する	2名	日額9,000円 日額7,500円
障害者生活相談支援員、心理相談員(その他の非常勤特別職)	障害者生活相談支援員、規定はない(現員数は2名)	月額163,300円	心理相談員、規定はない(現員数は1名)	時給2,500円	現状のそれぞれの相談員が、両市の相談に対応する。	規定はしない	障害者生活相談支援員 月額163,300円 心理相談員 時給2,500円

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
心身障害児機能訓練医等、理学療法士等(その他の非常勤特別職)	嘱託医:規定はない(現員数は1名) 理学療法士:規定はない(現員数は1名) 作業療法士:規定はない(現員数は1名) 言語聴覚士:規定はない(現員数は1名) 臨床心理士:規定はない(現員数は2名)	嘱託医 45,900円/回 理学療法士 25,100円/回 作業療法士 25,100円/回 言語聴覚士 25,100円/回 臨床心理士 20,000円/回	理学療法士:1名 作業療法士:1名 心理専門員:1名	理学療法士 時給2,500円 作業療法士 時給2,500円 心理専門員 時給2,500円	報酬額は小田原市と南足柄市の水準を考慮して両市の水準の中間とする。雇用人数等は、障害児通所支援事業所数が減らない限り現状維持とする。	規定はしない	嘱託医 45,900円/回 理学療法士 20,000円/回 作業療法士 20,000円/回 言語聴覚士 20,000円/回 臨床心理士 20,000円/回
心身障害児療育支援員、心身障害者指導員等(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は3名)	心身障害児療育支援員 月額163,300円	児童発達支援管理責任者:1名 指導員:1名以上	児童発達支援管理責任者、指導員 時給1,020円から1,200円	指導員は廃止し心身障害児療育支援員に統合するとともに、児童発達支援管理責任者は継続する。給与水準・勤務日数等については小田原市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	児童発達支援管理責任者 月額163,300円 心身障害児療育支援員 月額163,300円
ネウボラ非常勤職員(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員数は1名)	時給1,700円	南足柄市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	日額13,175円
ネウボラ非常勤助産師(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員数は1名)	時給1,700円	南足柄市の事務処理方法を適用する。	規定はしない	日額13,175円
ごんには赤ちゃん訪問員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は9名)	訪問1回及び連絡会の参加1回あたり3,000円	規定はない(現員数は2名)	訪問1回あたり3,000円	2市の職員を引き続き特別職職員として雇用する。	規定はしない	訪問1回及び連絡会の参加1回あたり3,000円
保育園嘱託医等(その他の非常勤特別職)	内科医5名 歯科医5名	嘱託医 年額174,000円以内 歯科医 年額174,000円以内	内科医1名 歯科医1名	嘱託医 年額336,000円 歯科医 年額117,500円+検診人数分	小田原市の水準に合わせる。	内科医6名 歯科医6名	嘱託医 年額174,000円以内 歯科医 年額174,000円以内
利用者支援専門員(その他の非常勤特別職)			1名	日額7,400円	南足柄市の水準に合わせる。	1名	日額7,400円
青少年相談員(その他の非常勤特別職)	2名	月額206,000円	規定はない(現員数は2名)	日額7,500円	①相談員数については、3人体制とする。 ②実施方法等及び報酬については、小田原市の方式を適用する。 ③勤務場所に関し、1名を週1~2回南足柄市に派遣する。	3名	月額206,000円
鳥獣被害対策実施隊員(その他の非常勤特別職)	50名	年額10,000円	50名	年額1,000円	定数及び現員数は両市の合計とし、報酬については当面小田原市の額を適用し、合併に当たっては再度調整する。	100名	年額10,000円

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
学校運営協議会委員(その他の非常勤特別職)	1校15名以内	年額10,000円	1校10名以内	無報酬	市立全小中学校に学校運営協議会を設置する。 定数及び報酬等については、小田原市の事務処理方法を適用するが、報酬が必要な委員数を見直して実施する。	1校15名以内	年額10,000円
教育相談指導学級指導員等(その他の非常勤特別職)	教育相談指導学級指導員:規定はない(現員数2名) 教育相談指導学級主任:規定はない(現員数0名)	教育相談指導学級指導員 月額218,800円 教育相談指導学級主任 月額24,600円	教育相談員 1名	教育相談員 時給980円	南足柄市の教育相談員の特別職を廃止し、小田原市の事務処理方法を適用する。教育相談指導学級指導員3名を配置。報酬額は同規模自治体との同程度を確保する。 教育相談指導学級主任については廃止する。	教育相談指導学級指導員:3名	月額200,000円
外国人英語指導助手(ALT)(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は0名)	月額260,000円	3名	月額290,300円	中学校に非常勤特別職のALT3名を配置する。 ALT1人あたり月20日程度、中学校1校あたり年間で平均46日程度の訪問とする。 なお、小学校においては業務委託で配置する。小学校1校あたり平均36日程度配置する。	3名	月額290,300円
幼稚園長、教諭(その他の非常勤特別職)	幼稚園長:規定はない(現員数0名)	幼稚園長 月額229,300円	教頭:規定はない(現員数1名) 一人担任:規定はない(現員数4名) 教諭:規定はない(現員数1名)	教頭 月額190,400円 一人担任 月額186,400円 教諭 月額176,400円	南足柄市が雇用している幼稚園教諭(一人担任含む)については、現行どおりの雇用とし、園長、教頭及び幼稚園教諭(一人担任含む)については、非常勤職員として規則等において規定する。	規定はしない	幼稚園長 月額229,300円 幼稚園教頭 月額195,200円 幼稚園教諭(一人担任) 月額191,200円 幼稚園教諭 月額181,200円
学校医等(その他の非常勤特別職) 小学校・中学校・幼稚園	211名	学校医 年額289,200円以内 学校歯科医 年額289,200円以内 学校薬剤師 年額289,200円以内 幼稚園医 年額174,800円以内 幼稚園歯科医 年額174,800円以内	55名	学校医 年額222,500円～252,200円(学校規模により異なる) 耳鼻科医・眼科医 年額162,500円～192,500円 歯科医 年額117,500円～167,500円+160円×園児・児童・生徒数 薬剤師 1校50,000円	学校医の定数を各校に1名配置とし、報酬等については小田原市の水準等を適用する。	247名	学校医 年額289,200円以内 学校歯科医 年額289,200円以内 学校薬剤師 年額289,200円以内 幼稚園医 年額174,800円以内 幼稚園歯科医 年額174,800円以内

(3) 廃止するもの

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
総合戦略推進委員会委員(その他の非常勤特別職)			10名以内	委員7,500円/回	特別職を廃止する。	—	—
動く市政教室嘱託員(その他の非常勤特別職)	1名	月額266,900円を超えない範囲内			廃止する。	—	—
専門委員	規定はない(現員数は0名)	日額10,800円又は月額105,100円以内			廃止する。	—	—

事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
窓口嘱託員 (その他非常勤特別職)			規定はない(現員 数は5名)	9,000円(日額) 7,500円(日額) 7,300円(日額)	窓口嘱託員(その他非常勤特別職)の身分を 廃止し、臨時職員として雇用する。	—	—
男女共同参画推進嘱託員 (その他非常勤特別職)	規定はない(現員 数は1名)	月額229,300円を超えない範囲内			近隣他市や南足柄市の方式を適用し、嘱託員 を配置しない。	—	—
防災嘱託員(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員 数は2名)	金太郎減災アドバイザー 日額10,000円 防災嘱託員 日額7,440円	特別職を廃止する。	—	—
生涯学習センター嘱託員(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員 数は0名)	月額229,300円を超えない範囲内			廃止	—	—
郷土資料館嘱託員(その他の非常勤特別職)			1名	月額196,400円	廃止	—	—
介護支援専門員(その他の非常勤特別職)			1名	時給1,100円	平成30年4月を目途に、直営の地域包括支援 センターを委託に委える予定のため廃止。	—	—
保健師(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員 数は6名)	時給1,700円	特別職としては廃止し、雇用形態を改める。	—	—
嘱託員(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員 数は1名)	日額6,534円	特別職としては廃止し、雇用形態を改める。	—	—
栄養士(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員 数は6名)	時給1,596円 講座1回 6,500円	特別職としては廃止し、雇用形態を改める。	—	—
看護師(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員 数は6名)	時給1,596円	特別職としては廃止し、雇用形態を改める。	—	—
歯科衛生士(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員 数は4名)	時給1,596円	特別職としては廃止し、雇用形態を改める。	—	—
心理相談員(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員 数は6名)	時給2,100円	特別職としては廃止し、雇用形態を改める。	—	—
保育士(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員 数は2名)	時給1,596円	特別職としては廃止し、雇用形態を改める。	—	—
地域げんき活動支援職員(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員 数は2名)	時給1,596円	特別職としては廃止し、雇用形態を改める。	—	—
養育支援訪問専門相談員(保健師)(その他の 非常勤特別職)			規定はない(現員 数は 名)	時給1,700円 ケース会議1回 3,000円	養育支援訪問専門相談員を廃止する。	—	—
青少年育成指導員(その他の非常勤特別職)	1名	月額206,000円			廃止する。	—	—



事務事業名	現況				調整(案)内容	合併後	
	小田原市		南足柄市			定数	報酬
	定数	報酬	定数	報酬			
青少年育成センター嘱託員(その他の非常勤特別職)			規定はない(現員数は1名)	日額7,500円	特別職を廃止する。	—	—
農業嘱託員	規定はない(現員数は0名)	年額100,000円			廃止する。	—	—
図書室コーディネーター(その他の非常勤特別職)			各小中学校に1名	時給980円	特別職を廃止し、雇用形態を改める。	—	—
ICT活用コーディネーター(その他の非常勤特別職)			1名	時給980円	特別職を廃止する。	—	—
外国人児童等教育コーディネーター(その他の非常勤特別職)			1名	時給980円	特別職を廃止し、必要に応じて講師を都度派遣する。	—	—
訪問相談員(その他の非常勤特別職)			各中学校区に1名	時給980円	特別職を廃止し、雇用形態を改める。	—	—
学校支援員(その他の非常勤特別職)			3名	時給980円	学校支援員等の特別職は廃止する。	—	—
指導主事(その他の非常勤特別職)	規定はない(現員数は0名)	月額27,300円以内			特別職を廃止する。	—	—
教育研究所所長(その他の非常勤特別職)	1名	月額252,300円			特別職を廃止し、常勤職員を配置する。	—	—
教科指導員等(その他の非常勤特別職)	教科指導員: 規定はない(現員数名) 教育研究所主任: 規定はない(現員数名) 教育研究所研究員: 規定はない(現員数名)	教科指導員 年額31,000円 教育研究所主任 月額12,200円 教育研究所研究員 月額4,800円			教科指導員等の特別職を廃止する。	—	—
ステップアップサポーター等(その他の非常勤特別職)			ステップアップサポーター 6名 障害児介助員 16名	ステップアップサポーター 時給980円 障害児介助員 時給980円	ステップアップサポーター等の特別職は廃止する。	—	—
学校栄養士等(その他の非常勤特別職)			栄養士 1名 給食調理員 2名	栄養士 月額173,200円 給食調理員 日額8,000円	栄養士等の特別職を廃止し、雇用形態を変更(臨時職員)する。	—	—